九　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）のガス販売量・契約件数等	様式第九	当該月の翌々月十五日まで
十　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）の小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	様式第十	当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日まで
十一　一般ガス導管事業者（当該月の末日において電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第二十二条第一項の義務を負う者を除く。）の最終保障供給に係るガス販売量・契約件数等	様式第十一	当該月の翌々月十五日まで
十二　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）及び一般ガス導管事業者の契約状況	様式第十二	当該月の翌々月末日まで
十三　ガス製造事業者のガス受託製造の状況	様式第十三	当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日まで

2　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

報告者の区分	報告事項	報告先
一　令第十五条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	前項の表中第一号及び第五号に掲げる事項	経済産業大臣
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
二　令第十五条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	前項の表中第一号及び第六号に掲げる事項	経済産業大臣
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三　令第十五条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	前項の表中第一号及び第五号に掲げる事項	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
四　令第十五条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	前項の表中第一号及び第六号に掲げる事項	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

五　令第十五条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	前項の表中第二号及び第五号に掲げる事項	経済産業大臣
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
六　令第十五条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者	前項の表中第二号及び第五号に掲げる事項	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
	前項の表中第七号に掲げる事項	消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
七　令第十五条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者	前項の表中第三号及び第五号に掲げる事項	経済産業大臣
八　令第十五条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者	前項の表中第三号及び第五号に掲げる事項	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
九　令第十五条第四項の表第七号のガス製造事業者以外のガス製造事業者	前項の表中第四号及び第五号に掲げる事項	経済産業大臣
十　令第十五条第四項の表第七号のガス製造事業者	前項の表中第四号及び第五号に掲げる事項	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十一　準用事業者（ただし、令第五条第三項に規定する事業を行う者に関しては、その事業に係るものを除く。）	前項の表中第八号に掲げる事項	経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある工作物に係る事項については、その工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）
十二　令第十五条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者以外のガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	前項の表中第九号及び第十号に掲げる事項	委員会
十三　令第十五条第四項の表第一号に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	前項の表中第九号及び第十号に掲げる事項	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
十四　令第十五条第四項の表第一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	前項の表中第十一号に掲げる事項	委員会